

令和3年度

受付番号		事業担当 都市整備局 都市交通課	ふりがな しんがき ひゅうが 担当者名 新垣 飛悠河 電 話 671-3853
------	--	------------------------	---

設 計 書

1 件 名 新横浜駅交通広場等広告掲出

2 履 行 場 所 横浜市港北区篠原町2937 番（新横浜駅交通広場 ・ 連絡通路）

3 履 行 期 間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

4 契約の区分 確定契約（特記仕様書による条件付き） 概算契約

5 その他特約事項 特記仕様書のとおり

6 現 場 説 明 不要

要（ 月 日 時 分 場所 ）

7 事 業 概 要 施設の管理費用の一部に充てるため、新横浜駅交通広場等において
広告掲出を行い、広告料の歳入を図る。

金抜き

8 部分払 する (回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行 予定月	単位	数量	単 価	金 額

	広告料金額	¥
<hr/>		
内訳	広告料	¥
	消費税及び地方消費税相当額	¥

名 称	形状・ 寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
広告料 (税抜年間固定額)		1	式			歳入
広告料 計		1	式/年			
消費税及び地方消費税相当額		1	式/年			10%
広告料金額 合計		1	式/年			

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

内 訳 書

新横浜駅交通広場等広告掲出 特記仕様書

1 目的

本特記仕様書は、横浜市の施設である「新横浜駅交通広場・連絡通路」に、本特記仕様書に基づく契約（以下、「本契約」という）により横浜市と本契約を締結した事業者（以下、「事業者」という）が民間企業等の広告を掲出する業務（以下、「本業務」という。）の取扱いについて定める。

2 広告掲出場所

広告を掲出できる場所は、次のとおりとする。

(1) 所在

横浜市港北区篠原町2937番（新横浜駅交通広場・連絡通路）（別紙1及び別紙2参照）

(2) 広告掲出場所

別紙2の水色で示す部分を広告が掲出できる範囲とし、当該範囲内において、別紙2の青色印部で示されている広告掲出可能箇所以外の箇所に広告を掲出する場合は横浜市と事業者が協議して定めることとする。

(3) 留意事項

ア 別紙2に示す範囲のうち、広場及び通路の通行、管理等の妨げとならない部分とする。

イ 別紙2に示す範囲のうち、緑色線で囲まれた3階吹抜け部分を含む範囲については、令和3年11月から令和4年9月にかけて横浜市の事業による天井改修工事（以下、「天井改修工事」という）に係る仮設物の設置を予定しているため、当該期間中の対応については、別途横浜市と事業者間で協議の上定めることとする。

ウ 連絡通路2号については、新横浜駅ステーション開発株式会社と横浜市とで締結している「新横浜駅交通広場案内板協定」に基づき使用している壁面及び一般社団法人横浜市交通局協力会がプロジェクターの映像を投影している壁面以外が広告を掲出できる範囲とする。

エ 別紙2の「広告が掲出できる範囲」であっても次のような部分には原則として広告を掲出することができない。

(ア) 透明ガラス面

(イ) 床面に案内サイン、誘導ブロック等が施されている部分

(ウ) 別の用途で使用している部分

(エ) 連絡通路1号の外端の側壁

(オ) 範囲の境界に接する権利者等に迷惑となる部分

3 履行期間

広告を掲出できる期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

4 広告主及び広告内容

- (1) 事業者は「横浜市広告掲載要綱」及び「横浜市広告掲載基準」の規定に反してはならない。
- (2) 事業者は「新横浜駅交通広場等における広告掲出審査ガイドライン」に則り、広告内容の審査及び報告業務を行うものとする。
- (3) 別紙2に示す連絡通路2号の範囲において掲出する広告の内容については、横浜の物産・観光に寄与するものとするよう努めること。
- (4) 事業者は広告主並びに広告内容及びデザインについて、横浜市の承認を得なければならない。
- (5) 事業者は広告主の選定及び広告内容について、周辺的美観及び公共性に配慮しなければならない。

5 広告料

- (1) 事業者は、広告の掲載件数にかかわらず、履行期間中、毎年4月1日から翌年3月31日までの間ごとに、落札金額並びに消費税及び地方消費税相当額を広告料（施設使用料を含む。）として横浜市に納入するものとする。（消費税及び地方消費税相当額は、法律上定められた税率とする。以下、同様とする。）
- (2) 事業者は、5（1）に定める金額のほか、毎年4月1日から翌年3月31日までの間ごとの広告の総販売額（税抜）が落札金額の2.5倍を超えた場合、超過販売額（税抜）の50%にあたる金額（1円未満の端数がある場合はその端数を切り上げるものとする。）並びに消費税及び地方消費税相当額を追加の広告料として横浜市に納入するものとする。
- (3) 事業者は、5（1）、5（2）に掲げた広告料を、横浜市の発行する納入通知書により、指定された期日までに横浜市に納入するものとする。
- (4) 事業者は、5（1）の納入期日を遅延した場合は、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例の定めるところにより算定した金額を支払うものとする。

6 広告物の製作及び設置、維持管理、撤去

- (1) 広告物の製作及び設置、維持管理、撤去等の広告の掲出に係る作業は事業者が自己の負担により調整し実施するものとする。
- (2) 広告物の製作及び設置、維持管理、撤去等の広告の掲出に係る作業にあたっては、事業者は事前に横浜市、東海旅客鉄道株式会社及び新横浜ステーション開発株式会社へ通知し、その指示に従うとともに事故防止に努めなければならない。

- (3) 広告物の設置、維持管理、撤去等現地で行う作業は、原則として「新横浜駅交通広場」及び「新横浜駅連絡通路1号、2号及び3号」の閉鎖時間中（おおむね午前1時30分から午前4時00分まで）に行うものとする。ただし、事前に横浜市等の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 広告物の設置及び運用に伴って、電気代、通信費等が発生する場合は事業者が負担するものとする。
- (5) 新たに広告掲出用の機材を設置する場合又は新たに設置した機材を変更する場合においては、通路の通行や防火シャッターの開閉等、広場及び通路機能の妨げとならないよう留意し、その仕様、電気配線、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等について事前に横浜市と協議を行い横浜市の承認を得なければならない。

7 作業等の委託

事業者は、事前に横浜市の承認を受けた場合は、6に定める作業について、当該業務を実施することが適切な第三者に委託することができる。

8 原状回復

事業者は履行期間終了までに広告掲出用の機材等を撤去し、事業者の負担により原状回復するものとする。ただし、事前に横浜市の承認を受けた場合は、この限りでない。

9 広告掲出にあたっての留意事項

- (1) 事業者は広告の掲出にあたって、広場及び通路利用者の通行、災害時の避難誘導及び通路管理に支障とならないよう配慮しなければならない。
- (2) 事業者は広告の倒壊、落下及び剥離等により、施設利用者に危険を生じさせることのないようにしなければならない。
- (3) 横浜市は、事業者に対して、9（1）及び9（2）の留意事項についての助言、指導を行うことができ、事業者はその助言及び指導に従わなければならない。この場合において、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、事業者が負担するものとする。
- (4) 物品の配布を伴う広告は原則として行わないものとし、ピールオフ広告等については、事前協議のうえ、横浜市が承認した場合に限る。
- (5) 事業者は広告販売に最大限の努力をすると共に、安全及び美観の確保に努めるものとする。

10 広告の破損又は紛失時の対応

- (1) 事業者は広告が毀損及び汚損、紛失等したときは、速やかに復旧しなければならない。
- (2) 10（1）に定める復旧にかかる経費は、事業者が負担するものとする。

11 広告内容についての責任及び負担

- (1) 事業者は、広告の内容に関する責任及び負担を負うものとし、横浜市は責任及び負担を負わないものとする。ただし、横浜市の指示により変更等を行ったことに起因する場合は、この限りでない。
- (2) 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証するものとする。
- (3) 横浜市に対して広告主又は事業者の責に帰する事由で第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、横浜市は責任及び負担を負わないものとする。
- (4) 広告掲出者及び第三者等より広告物に関する苦情等が発生した場合は、事業者の責任と負担で解決するものとする。

12 報告

- (1) 事業者は、当月分の広告の掲出状況について、翌月末までに横浜市に報告しなければならない。
- (2) 事業者は、5（2）に規定する広告料の算定の根拠として、履行期間中、毎年4月1日から翌年3月31日までの間ごとに、広告主又は取扱代理店等の名称及び販売料金を明記した書面を提出するものとする。
- (3) 横浜市は広告主、取扱代理店及び販売額等知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。ただし、法令や条例等に基づく情報開示については、この限りでない。

13 横浜市による広告枠等の使用

災害発生等の緊急時には、横浜市は災害情報や避難情報等を事業者の運用する広告面に掲出できるものとし、事業者はこれに協力するものとする。

14 横浜市の案内サイン等の掲出

横浜市は案内サインや通路管理上必要な掲示物及び横浜市の関わる事業の案内等に関する広報等の掲出を行えるものとし、事業者はこれに協力するものとするが、事業者の広告販売活動に重大な支障が発生する場合は別途協議するものとする。

15 一時中止

- (1) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的又は人為的な事象であって、横浜市及び事業者の責めに帰すことができないものにより、本業務の履

行に係る目的物等に損害を生じ又は貸出場所の状態が変動したため、本業務が履行できないと認められるときは、横浜市は、本契約の履行の一時中止を直ちに事業者へ通知して、本契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

- (2) 15(1)に定めるものを除くほか、本契約を一時的に継続しがたい合理的理由が発生したときは、横浜市は、本契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- (3) 15(1)、15(2)に基づき一時中止が行われた場合は、その時点で掲出されている広告物の取り扱い、一時中止を解除する条件、掲出期間、掲出位置及び広告料の変更等について、横浜市及び事業者が協議するものとする。

16 一時撤去

(1) 横浜市は、次に該当する場合で、既に広告が掲出されているときは、その問題が解決されるまでの間、事業者へ広告の一時撤去を指示することができ、事業者はこの指示に従わなくてはならない。

ア 事業者が法令、条例又は本契約の内容に違反し、その是正に応じないとき

イ 広告主又は広告内容が横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準に違反し、その是正に応じないとき

ウ 9(3)の横浜市の助言及び指導に事業者が従わないとき

エ その他、広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当な理由があると横浜市が判断したとき

(2) 16(1)の一時撤去の理由となった問題が解消されたと横浜市が認めるときは、事業者は広告の掲出を再開することができる。

(3) 16(1)の広告の一時撤去及び16(2)の再掲出にかかる費用は事業者が負担する。

(4) 16(1)の指示があったにも関わらず、撤去に必要な相応の期間内に事業者が広告の撤去を行わないときは、横浜市は事業者の承諾を得ることなく当該広告を自ら一時撤去することができ、これに要する費用は事業者が負担するものとする。

(5) 16(1)又は16(4)に基づき広告の一時撤去が行われた場合は、横浜市は納入済広告料を返還しない。

(6) 16(5)の違約金は、損害賠償の一部としない。

17 一時中止及び撤去に伴う広告主への補償等

事業者は、15及び16の措置が行われた場合に、広告主に対して損害の補償及び広告料の返還を行う必要が生じたときは事業者の責任と負担において解決するものとする。

18 期間の短縮等

(1) 横浜市は、施設管理上又は新横浜駅周辺の公共事業の状況等の理由により必要があると判断した時は、事業者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- (2) 18(1)の場合において、横浜市は、必要があると認められるときは相応の納入済広告料を事業者に返還しなければならない。
- (3) 横浜市は履行期間の短縮により、事業者に損害を及ぼしたときは相応の費用を負担しなければならない。ただし、横浜市が書面により履行期間終了の6か月前までに履行期間終了日を事業者に通知した場合は、この限りでない。

19 横浜市の解除権

横浜市は、事業者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 5に定める広告料を納入期限までに納めないとき。
- (2) 本特記仕様書に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 破産の申立て、更正手続き開始の申立て、租税の滞納があるなど、その経営状態が悪化し、又はその恐れがあると客観的に認められる相当の理由があるときで、横浜市が本契約の解除が相当であると認めるとき。

なお、この規定により本契約が解除された場合は、横浜市は落札金額の10分の1以内で横浜市の定める金額を違約金として横浜市の指定する期限内に支払う事を事業者に求めることができるものとする。この場合において、既納の広告料は返還しない。

20 事業者の解除権

事業者は、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 15の規定による本契約の履行の中止が6か月を超えたとき。
- (2) 横浜市が本契約の内容に違反し、その違反によって本業務の履行が不可能となったとき。

なお、この規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を横浜市に請求することができる。

21 損害賠償

- (1) 事業者は、4(1)、4(2)及び4(4)により広告の掲載が認められなかった場合や修正を行った場合、9(3)による助言、指導に従った場合、16(1)による一時撤去があった場合、19により本契約が解除された場合は、横浜市に対し損害の賠償を請求しないものとする。
- (2) 横浜市は、21(1)に定める場合を除き本契約の履行に関して、横浜市の責に帰すべき事由により事業者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 事業者は、本契約を履行するにあたり、事業者の責に帰すべき事由により横浜市に損害を与えたときは、直ちに横浜市に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(4) 21(2)及び21(3)に規定する損害賠償の額は、横浜市及び事業者が協議して定めるものとする。

22 第三者の損害・紛争

本契約によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次に定めるとおりとする。

(1) 当該損害が横浜市の責に帰すべき事由により生じたときは、横浜市が自らの責任と負担をもって解決する。ただし、事業者がその指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(2) 当該損害が事業者の責に帰すべき事由により生じたときは、直ちに横浜市に報告するとともに、事業者が自らの責任と負担をもって解決する。

なお、22(1)及び22(2)に定める場合のほか、本契約の履行について第三者との間で生じた紛争については、横浜市及び事業者が協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

23 権利義務の譲渡等の制限

事業者は本契約から生じる義務の全部若しくは一部又は一切の権利を第三者に譲渡、継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ横浜市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

24 裁判管轄

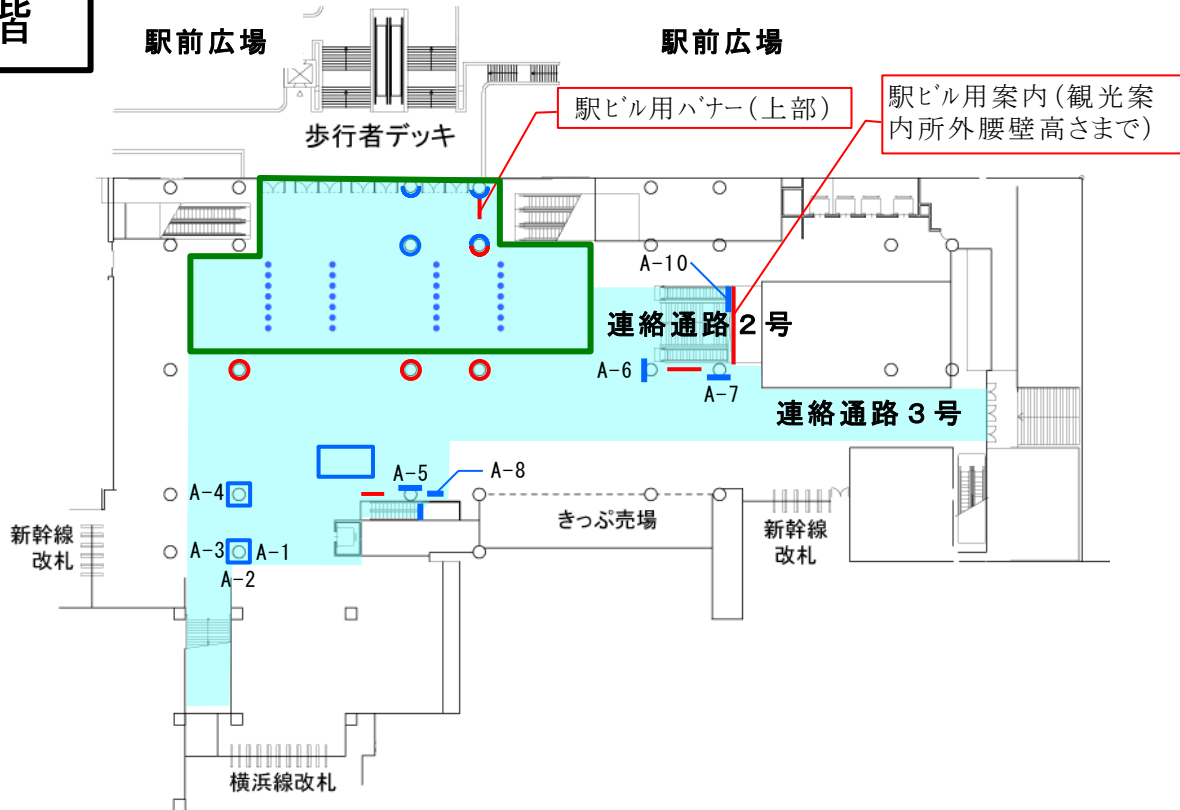
本契約に定める広告取扱いに関する訴訟の提起等は、横浜市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

25 疑義の解釈等

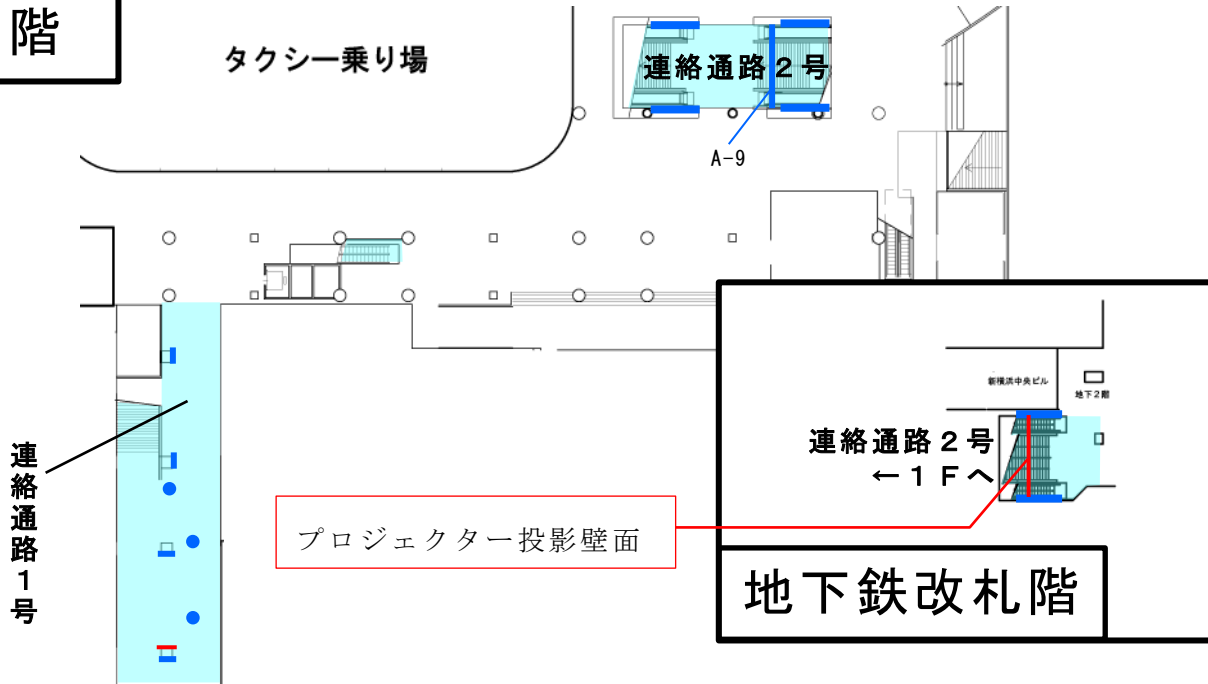
本契約の定めに疑義が生じたとき、また本契約に定めのない事項については、その都度、横浜市及び事業者が協議の上、定めるものとする。



2 階



1 階



- 凡例
- : 広告が掲出できる範囲
 - : 天井改修工事の仮設物設置期間中、広告が掲出できない範囲
 - 、●、○、□ (青色印部) : 広告掲出可能箇所 (「A-O」など記号は現在広告等が掲出されている箇所を示す)
 - 、○ (赤色印部) : 別の用途により広告が掲出できない部分